

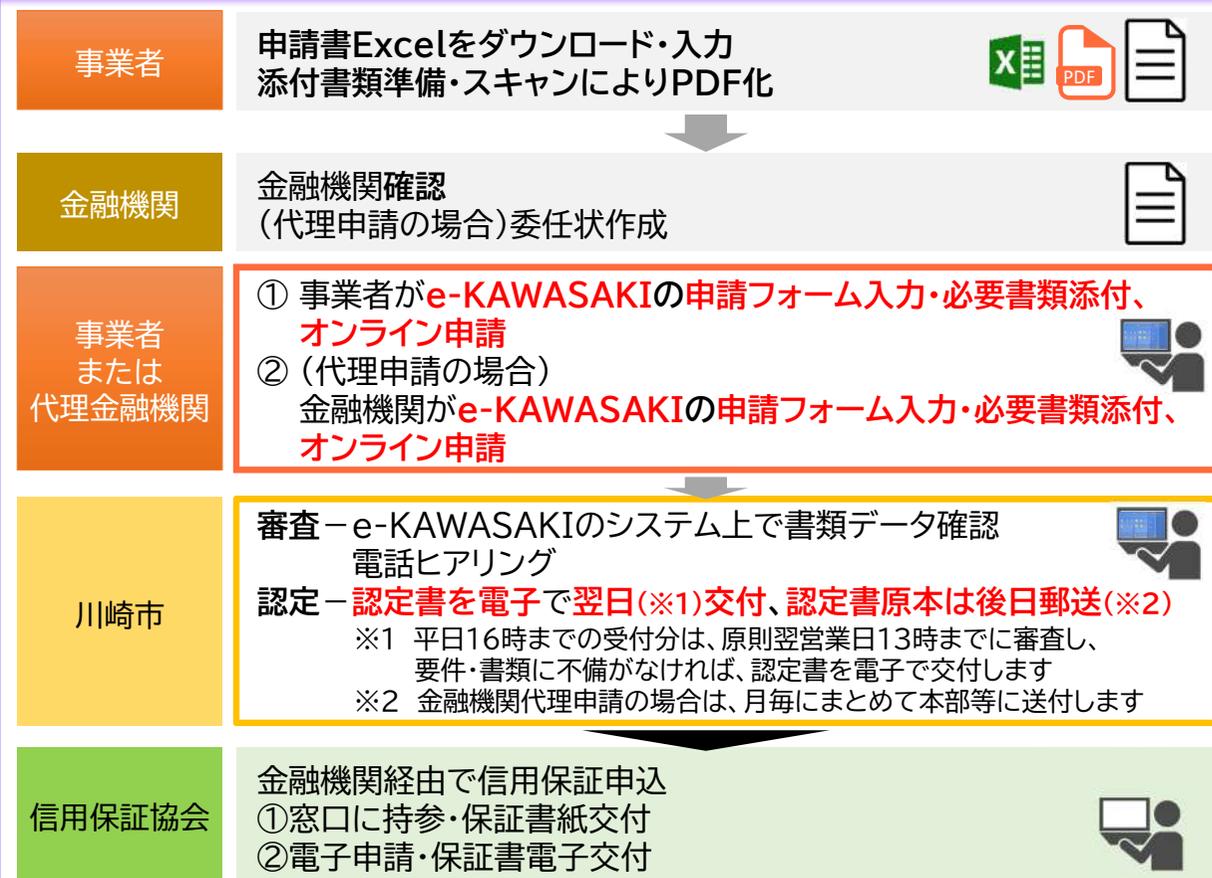
# セーフティネット保証【第5号イー①】認定申請オンライン化に向けた電子申請試験導入

川崎市では、セーフティネット保証5号イー①の手続きについて、令和7年5月から電子申請を試験的に導入します。試験導入期間中は、事業者もしくは代理金融機関が、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)を活用することにより、一部のセーフティネット保証の認定申請が可能となり、市の審査後、オンラインで認定書の写しが交付されます。

対象の申請	セーフティネット第5号イー①申請	申請数が最も多い様式(指定業種のみを営む事業者用)で運用します。
試験運用期間【予定】	令和7年5月15日～令和8年3月31日	令和7年度末まで試験的運用とし、運用における課題を抽出・解決した上で、令和8年度以降の本格運用を目指します。
試験実施の視点	利用者の利便性向上 非対面審査における課題	オンライン申請のメリット・デメリットを確認し、改善点について検討します。 (即日から後日、電話ヒアリング、不備差戻し、受付時点の考え方整理 等)

取扱金融機関において、運用面等の課題や意見・要望等があれば川崎市金融課にて集約

## 電子申請のフロー 試験運用【セーフティネット保証様式第5号イー①のみ対応】



## 窓口申請のフロー 現行の運用【申請可能な全様式対応】

